

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第5条 津波による損傷の防止（耐津波設計方針）

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-5
提出年月日	令和5年4月24日

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付7-7	以下のとおり明確化のため記載を追記しました。 （旧）放水路 （新）放水路（暗渠）	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付31,32 全般	記載表現の統一を行いました。 （旧）あたり、あたって （新）当たり、当たって	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付31,32 全般	〇〇系統は〇〇系に記載表現の統一を行いました。 例 （旧）原子炉補機冷却海水系統 （新）原子炉補機冷却海水系	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付31,32 全般	図、表番号の誤記修正及び図、表の追加に伴う図、表番号の適正化を行いました。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付31-2	記載表現の統一を行いました。 （旧）津波時及び非津波時（通常時及び外部電源喪失時）において （新）通常時及び外部電源喪失時において	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付31-2	記載表現の適正化を行いました。 （旧）1号及び2号炉の原子炉容器に（中略）取水機能が確保できること （新） <u>流路縮小工を設置しても</u> 、1号及び2号炉の原子炉容器に（中略）取水機能に影響がないこと	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付31-5	記載表現の適正化を行いました。 （旧）既設の設備について本来有する機能と役割 （新）既設設備の本来有する機能と役割	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付31-8	記載表現の適正化を行いました。 （旧）取水路への流路縮小工設置により増加する損失水頭は1m未満であり、取水ビットポンプ室水位は低下するものの、原子炉補機冷却海水ポンプの取水可能最低水位に対して十分余裕があることから、1号及び2号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていないプラント停止状態における海水系ポンプの取水機能への影響はない （新）通常時及び外部電源喪失時において、取水路への流路縮小工設置により、1号及び2号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていないプラント停止状態における取水ビットポンプ室水位が約0.4m低下するものの、原子炉補機冷却海水ポンプの取水可能最低水位に対して十分余裕があることから、海水系ポンプの取水機能への影響はない	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付31-11	以下のとおり説明に必要なパイプスクリーンの寸法に関する記載を修正しました。 （旧）（鋼製、外形寸法：10.1m×4.75m、高さ方向の鋼材間隔：約3.2m、ピッチ幅：約0.525m） （新）（鋼製、ピッチ幅：約0.525m、高さ方向の鋼材間隔：1段目 約3.7m、2段目・3段目 約3.2m）	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付31-13	記載表現の統一を行いました。 （旧）表3 貝付着厚さ（平均） 約30mm （新）表3 貝付着厚さ（平均） 約3cm	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.16)	5条-別添1-添付31-17	添付資料31と32で記載表現の統一を行いました。 (旧) 開口部 (新) 開口寸法	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.16)	5条-別添1-添付31-17	以下のとおり施設管理について法令要求に基づくことを明確化のため「規則第八十一条(発電用原子炉施設の施設管理)の規定に適合するよう」を追記	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.16)	5条-別添1-添付31-18, 22, 55	記載表現の統一を行いました。 (旧) 確保できるため (新) 確保することが可能である	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.16)	5条-別添1-添付31-21	以下のとおり修正しました。 (旧) 流路縮小部 (新) 流路縮小工の開口部	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.16)	5条-別添1-添付31-39	以下のとおり修正しました。 (旧) 流路縮小性 (新) 津波防護機能	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.16)	5条-別添1-添付31-49	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 開口が広がり (新) 開口部が広がり	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.16)	5条-別添1-添付31-49	以下のとおり喪失する機能を明確化しました。(下線部参照) (旧) 貝が開口部に付着し、 <u>開口部の海水が流れにくくなる。</u> (新) 貝が開口部に付着し、 <u>開口部の海水が流れにくくなり、取水機能を喪失する。</u>	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.16)	5条-別添1-添付31-49	以下のとおり喪失する機能を明確化しました。(下線部参照) (旧) 水路内に入った貝や異物(貝の死骸等)が開口部前面に付着、堆積し開口部を塞ぐことで <u>開口部の水が流れにくくなる。</u> (新) 水路内に入った貝や異物(貝の死骸等)が開口部前面に付着、堆積し開口部を塞ぐことで <u>開口部の水が流れにくくなり、取水機能を喪失する。</u>	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.16)	5条-別添1-添付31-54	記載の統一を行いました。 (旧) に記載する。 (新) に記載し、流路縮小工の開口寸法を「要目表」に記載する。	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.16)	5条-別添1-添付32-1	記載表現の統一を行いました。 (旧) 津波時及び非津波時(通常時及び外部電源喪失時)において (新) 通常時及び外部電源喪失時において	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.16)	5条-別添1-添付32-2	記載表現の適正化を行いました。 (旧) 1号及び2号炉の原子炉容器に(中略)放水機能が確保できること (新) 逆流防止設備を設置しても、1号及び2号炉の原子炉容器に(中略)放水機能に影響がないこと	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.16)	5条-別添1-添付32-4	記載表現の適正化を行いました。 (旧) 既設の設備について本来有する機能と役割 (新) 既設設備の本来有する機能と役割	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.16)	5条-別添1-添付32-7	表2の誤記修正 (旧) 1.54 (新) 1.33	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.16)	5条-別添1-添付32-7	表2に原子炉補機冷却海水放水路下端高さを追加 (旧) 記載なし (新) T.P.5.29 (T.P.5.56)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付32-7	図4の逆流防止設備設置後水位の誤記を修正 （旧）T.P.2.59（T.P.2.86） （新）T.P.2.69（T.P.2.96）	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付32-8	本文に図6の呼び込み追記。	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付32-11	以下のとおり喪失する機能を明確化しました。（下線部参照） （旧）フラップゲートの開機能が喪失する。 （新）フラップゲートの開機能を喪失（放水機能を喪失）する。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付32-11	以下のとおり評価対象及び喪失する機能を明確化しました。（下線部参照） （旧）逆流防止設備のフラップゲートを構成する扉体と戸当りの間に堆積した砂や漂流物が挟まり、フラップゲートの閉機能が喪失する （新）逆流防止設備のフラップゲートを構成する扉体と戸当りの間に堆積した漂流物が挟まり、フラップゲートの閉機能を喪失（津波防護機能を喪失）する	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付32-17	添付資料31と32で記載表現の統一を行いました。 （旧）開口部 （新）開口寸法	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付32-17	以下のとおり施設管理について法令要求に基づくことを明確化のため「規則第八十一条（発電用原子炉施設の施設管理）の規定に適合するよう」を追記	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付32-18, 22, 45	記載表現の統一を行いました。 （旧）確保できるため （新）確保することが可能である	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付32-22	記載適正化を行いました。 （旧）放水ピット立坑 （新）放水ピット立坑等	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付32-23	記載適正化を行いました。 （旧）参考2 逆流防止設備設置に伴い増加する抵抗（損失）について （新）参考2 逆流防止設備設置に伴い上昇する水位について	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付32-31	以下の誤記を修正しました。（下線部参照） （旧）H=約0.7(m) （新）D=約0.7(m)	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付32-31	記載適正化を行いました。（下線部参照） （旧）①+②=約1.45m （新）①+②=約1.5m	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付32-32	以下の誤記を修正しました。（下線部参照） （旧）B：水路の幅(m) （新）b：水路の幅(m)	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付32-32	表1中のQ、bの値を追記しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付32-35	以下のとおり喪失する機能を明確化しました。（下線部参照） （旧）地震荷重や津波荷重により、放水路が変形・損壊等し、津波流入防止時にフラップゲートの閉動作を阻害する （新）地震荷重や津波荷重により、放水路が変形・損壊等し、津波流入防止時にフラップゲートの閉動作を阻害し、 <u>津波防護機能を喪失する</u>	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付32-39	以下のとおり喪失する機能を明確化しました。（下線部参照） （旧）フラップゲートにすりへりが発生することによって、 <u>要求機能を喪失する</u> 。 （新）フラップゲートにすりへりが発生することによって、 <u>津波防護機能を喪失する</u> 。	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付32-39	以下のとおり喪失する機能を明確化しました。（下線部参照） （旧）貝が開口部に付着し、開口部の海水が流れにくくなる。 （新）貝が開口部に付着し、開口部の海水が流れにくくなり、 <u>放水機能を喪失する</u>	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付32-39	以下のとおり記載を明確化しました。（下線部参照） （旧）定期的な点検時に貝の除去を行う。 （新）定期的な点検時に貝が確認された場合には除去を行う。	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付32-39	以下のとおり記載を明確化しました。（下線部参照） （旧）極めて少ない。 （新）極めて少なく、 <u>開口部への付着の可能性は低い</u> 。	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付32-40	以下のとおり喪失する機能を明確化しました。（下線部参照） （旧）堆積し開口部を塞ぐことで開口部の水が流れにくくなる （新）堆積し開口部を塞ぐことで開口部の水が流れにくくなり、 <u>放水機能を喪失する</u>	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付32-40	以下のとおり記載を明確化しました。（下線部参照） （旧）定期的な点検時に貝や異物の除去を行う。 （新）定期的な点検時に貝が確認された場合には除去を行う。	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付32-40	以下のとおり記載を明確化しました。（下線部参照） （旧）極めて少ない。 （新）極めて少なく、 <u>開口前面部へ付着、堆積する可能性は低い</u> 。	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付32-40	以下のとおり前段の事象の進展予想に合わせ、下線部を削除しました。 （旧）事象の進展影響として各構造物における水位の変動が考えられるが、すりへりと貝付着が生じて開口部の通水面積に変更が生じた場合でも、 <u>水位の変動は十分小さいものとなる（参考3参照）</u> 。水位による事象検出は難しく、定期的な抜水等による直接的な点検が維持管理には適しているものと考えられる。 （新）事象の進展影響として各構造物における水位の変動が考えられるが、水位による事象検出は難しく、定期的な抜水等による直接的な点検が維持管理には適しているものと考えられる。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付32-40	前段の事象の進展予想の記載に合わせ、記載の適正化として以下を削除しました。（下線部参照） なお、これまで述べてきたとおり3号炉の津波防護機能維持だけでなく、 <u>1号及び2号炉に対しても放水機能維持の観点から検討し、すりへりや貝付着の事象進展を保守的に考慮した場合において、すりへりや貝付着による水位変動は十分小さいことから、1号及び2号炉の放水機能に影響がないことを確認した。</u>	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付32-44	記載の統一を行いました。 （旧） に記載する。 （新） に記載し、逆流防止設備の開口寸法を「要目表」に記載する。	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付32-46～48	以下の誤記を修正しました。（下線部参照） （旧） 3号炉機設置変更許可 （新） 3号炉設置変更許可	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）	5条-別添1-添付32-46	以下のとおり逆流防止設備の機能の記載を適正化しました。（下線部参照） （旧） 津波の流入を抑制し （新） 津波の流入を防止し	